

対象外の業種は下記のとおりです。ご不明な点がございましたらセンターまでお問合せください。

1. 企業区分（大企業・みなし大企業）

- 大企業
 - 中小企業以外の事業者（資本金または出資金が 10 億円以上の事業者等）
- みなし大企業
 - ① 発行済株式の総数または出資金額の総額の **2 分の 1 以上**を同一の大企業が所有している中小企業
 - ② 発行済株式の総数または出資金額の総額の **3 分の 2 以上**を複数の大企業が所有している中小企業
 - ③ 大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の **2 分の 1 以上**を占めている中小企業

2. 教育・団体・非営利組織

- 学校法人
- 宗教・政治・経済・文化団体
- その他の非営利事業及び団体（※NPO 法人を除く）

3. 組合・基金関連

- 健康保険組合
- 国民健康保険組合
- 国民健康保険団体連合会
- 社会保険診療報酬支払基金
- 厚生年金基金
- 従業員組合
- 労働組合

4. 金融機関

- 普通銀行
- 信託銀行
- 信用金庫
- 信用組合
- 公的金融機関（公社・銀行・公庫）

5. 公的機関・支援団体・窓口

- 公共職業安定所（ハローワーク）
- 商工会議所 / 商工会議所連合会
- 商工会 / 商工会連合会
- 中小企業団体中央会

- 信用保証協会
- 地方公共団体
- 中小企業活性化協議会
- 知財総合支援窓口
- 事業承継・引継ぎ支援センター
- 働き方改革推進支援センター

6. その他規制業種

- 風俗営業等
 - 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を営む者